



郵貯改革についての提言（中間報告）

2001年9月25日

社団法人 経済同友会

目 次

．現行郵貯制度の持つ問題点	-1
1．公的金融の肥大化が日本経済に歪みをもたらしている	-1
2．国家財政に対する構造的圧迫要因となっている	-3
3．国が「定額郵貯」という安全、高利かつ高い流動性という民間の個別金融機関では供給不可能な貯蓄手段を殆ど無制限に供給してきたため、日本の金融構造が特異なものとなった	-4
4．わが国の金融組織が公的色彩の強いものとなり、 国際的な金融市場、金融業の発展に立ち遅れてきた	-5
5．政官の癒着構造、ファミリー企業の増殖により 特定のグループの私的利益が追求されているとの見方がある	-5
．郵貯擁護論の主要ポイントとそれへの考え方	-1
1．郵貯、簡保は小口零細貯蓄の受け皿となっている	-1
2．ビック・バンによる金融機関の競争激化で小口個人はリスクにさらされ、 不利益を被る懸念がある	-1
3．国民の大多数は安全、有利、便利な郵貯を好んでいる。 民間金融機関は金融が自由化された後も消費者に有利な金融商品を提供しておらず、 サービスも悪い。民間の方に問題があるのであって、郵貯を廃止したり、 民間並みに改組したりするのは間違った政策である	-2
4．国民は「安心で便利な」郵便局のネットワークを好んでいる。 民営化によって失われることは大多数の国民が反対	-3
5．個人金融市場においては、安全確実な決済方法があることが望ましい。 郵貯の安全確実な決済システムと民間金融システムとが別個に存在することが、 わが国の金融システムに安定上望ましい	-3
．郵貯制度改革案について	-1
1．改革の狙い	-1
2．郵貯改革に当たって留意すべき点	-2
3．改革後の最終的な姿	-3
4．廃止ないし民営化のプロセス	-4
5．改革の進め方	-6
(補論)「郵政公社化」及び「郵貯・簡保資金の全額自主運用」に伴う問題点	-7

． 現行郵貯制度の持つ問題点

1． 公的金融の肥大化が日本経済に歪みをもたらしている

(1) 貯蓄吸収面(「入り口」)での問題

郵貯、簡保は官業としての強み(注1)を背景に、民間金融機関を上回る資金吸収力を維持。しかもビック・バン進展に伴う民間金融界動揺の過程で、官業のシェアが上昇(注2)。個人預貯金及び生命保険の市場で超大型のガリバー的存在となり、市場競争原理を働きにくくさせている(注3)。

(注1) 郵貯は、規制金利時代、最長10年という長期にわたって金利を保証する定額郵貯という民間対比優位な商品を持っていたため、金利ピーク期には郵貯シフトといわれる現象が生じた。

郵貯は、安全性が国によって保証されているという基本的な強みがある他、法人税、預金保険料、準備預金を積まない分の運用利子等の負担を免れており、全銀協の試算によれば、年2千～4千億円ほどの特典を得ている。この特典がなかりせば、累積損益ベースでも郵貯事業は赤字となっている可能性が高い。簡保についても、保険契約者保護機構への出資負担の他、税負担を免れており、生保協の試算では1700億円の負担を免れている

(注2) 国家による保証との安心感が預金者行動に影響を与えており、9年11月拓銀破綻、8年11月阪和銀破綻の後、それぞれの地域で郵貯へのシフトが生じた。

	全国平均	北海道	和歌山県
平成9年度の郵便貯金末残伸び率	6.96	9.15	10.23
同年度の民間金融機関個人預金末残伸び率	6.29	0.73	-5.63

(資料：『郵便貯金を巡る最近の動きと将来像』日本総合研究所2000年7月)

(注3) 個人預貯金市場では、郵貯約250兆円に対し、民間最大手の東京三菱銀行は約20兆円と約12.5倍。生命保険市場では、簡保の運用資産は約116兆円に対し、民間最大手の日本生命の運用資産は約39兆円と約2.9倍。

「小口の貯蓄手段をあまねく提供する」という当初目的は、既に民間金融機関により100%近く達成されており(注4)、国がそのための制度を設ける理由はほぼ消滅している。

(注4) 99年5月時点で、3229市町村中、民間金融機関(含む農漁協)がないところは11市町村に止まり、民間金融機関網は、ほぼ全国をカバーしている。また、平成12年3月末のデータでは、47都道府県中26県で郵貯のシェアが民間銀行を上回り、郵貯の存在は「民間の補完」というレベルを明らかに超えている。

また、近年の郵便局増設は都市部中心に行われており、民間とともに市場を奪い合う姿となっている(平成5年度から11年度にかけて郵便局は349局増加。うち、大都市圏である、埼玉、千葉、神奈川、東京、愛知、大阪、兵庫の増加が237局、特に東京が70局と最も多くの郵便局が開設されている)。

「官業は民業の補完」という過去何回も確認されてきた国の経済運営の基本原則（注5）を踏み外している。

（注5） 昭和56年首相の諮問機関として設けられた郵貯懇（座長 有澤廣己、メンバー 円城寺次郎、大来佐武郎ほか、正式名称「金融の分野における官業の在り方に関する懇談会」）において、「官業は民業を補完しつつ、（中略）官業は民業の活力を失わせるような形で膨張を続けるべきではない」として、懇談会としての考え方が明示された。この他、平成9年12月の行政改革会議最終報告においても「国の事務・事業は、（中略）民間でできるものは民間にゆだねる、（中略）民間活動の補完に徹する」と述べられている。

（2）資金運用面（「出口」）での問題

公共目的から必要とされる以上の資金が国に流入する結果、次のような問題が発生している。

政府金融機関は、民間金融機関と競合する業務を拡大

各種特殊法人は、公共目的からは疑問のあるプロジェクトあるいは資金回収困難なプロジェクトにも投資

国債の引受で圧倒的なウェイトを占め、債券発行市場に価格メカニズムを働きにくくさせている

「出口」面での問題を解決するための方法として、「糧道を断つ」ことが解決策となるが、近年資金運用部への郵貯、年金資金の集中制度が廃止され、解決に一步近づくこととなった反面、郵貯を通じて国が貯蓄資金を集める理由がなくなった（注6）。

（注6） かつて国家が民間貯蓄を優先的に吸収する目的として、戦前は「軍備増強」、戦後の復興と成長期には「社会資本の充実」という国家目標があった。

2. 国家財政に対する構造的圧迫要因となっている

郵貯、簡保の入り口面では租税、公課が付課されていないため、金融取引に伴う財政収入を逸している。郵貯の収支を支えてきたのは預託金利収入であるが、財投資金の運用による収入だけでは預託金利に不足する構造にあり、毎年財投機関へ利子補給（注7）が行われ、これが結果的に高水準の預託金利の支払原資になっている。

（注7） 平成13年度予算における特殊法人等への補助金等は、5兆7千億円余りとなっており、そのうち財投関連機関への補助金は、2兆1954億円となっている。

また、財投運用の見合い資産に対し、適切な時価評価、及び不良資産償却が行われていないため（注8）、財投運用の利回りが実勢以上に高く計上されており、隠れた財政赤字を抱えている。さらに、金利情勢によっては住宅公庫、中小公庫等では、長期貸出の期限前償還が大量に発生するリスクがある。

（注8） 政府系金融機関のリスク管理債権（2000年3月末）

	リスク管理債権合計	対貸出金比率
日本政策投資銀行	7,414	3.95%
中小企業金融公庫	3,953	5.18%
国民生活金融公庫	8,373	7.64%
全国銀行	303,660	6.12%
信用金庫	64,000	8.85%

（資料：日本銀行調査統計局
ワーキングペーパー
『財政投融资の現状と課題
- 2001年度改革が財投の機能に与える影響 - 』）

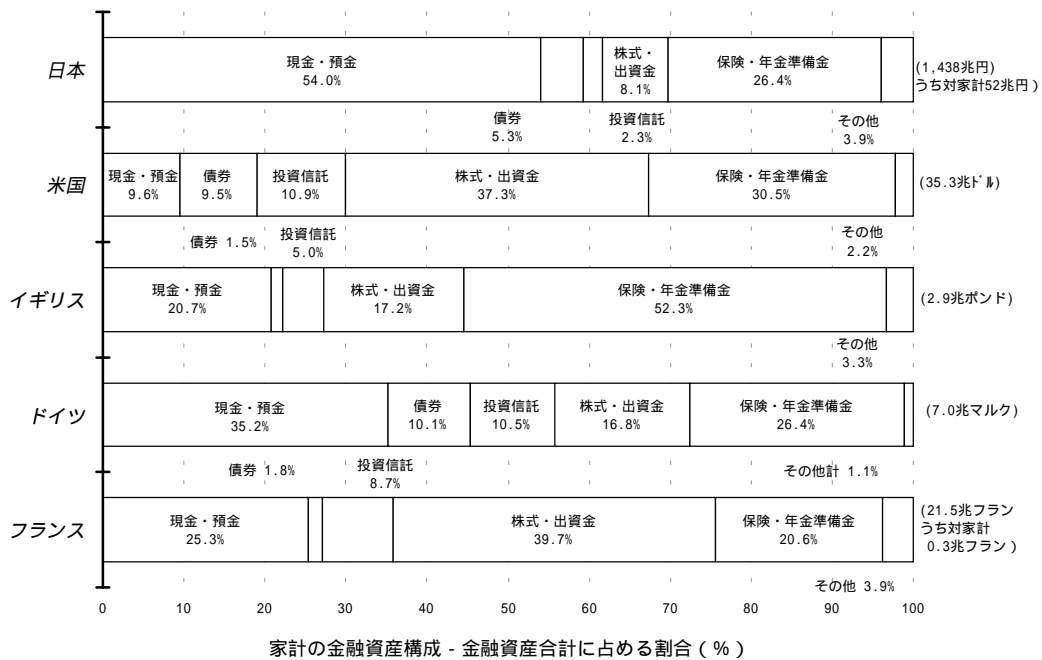
「定額郵貯」は、満期10年とは言え6か月以降引出し自由であるため、今後金利水準が上昇する局面では高利の新規定額の預け換えが大量に発生する懸念がある（近年の超低金利局面に預入された定額郵貯は引出しに伴う期間の利益損失が小さく、預け換えに対する歯止めがない）。この場合、運用が低利の長期資産に固定されているために国は莫大な逆鞘運用の資金を抱え、財政負担が急増する事態が懸念される（郵貯の公表資料に基づき推計すると、平成11年度末の平均運用年数は4.0年、平均調達年数は5.4年となっており、一見金利上昇に強い運用調達構造になっているが、郵貯の負債のうち、中途解約し高利の新規貯金に乗り換えることが可能な定額郵貯が8割を占めているため、金利上昇期に収支が大幅に悪化する可能性が高い）。

3. 国が「定額郵貯」という安全、高利かつ高い流動性という民間の個別金融機関では供給不可能な貯蓄手段を殆ど無制限（注9）に供給してきたため、日本の金融構造が特異なものとなった

（注9） 郵貯は、従来より預入限度額が設定されていたものの、偽名口座や口座分散による限度額以上の預入れの可能性が指摘されていた。平成9年の行政監察でも、郵便局での本人確認、預入限度管理が不十分との指摘がなされた。

（1）日本の貯蓄構造が預貯金に偏することとなり、間接金融のウェイトが先進国間では異常に高い（注10）原因となった。

（注10） わが国の家計の金融資産に占める現預金比率は、米国のみならず、欧州各国と比較しても高い水準にあり、間接金融偏重の金融構造になっていることが分かる。（資料：日本銀行 欧米主要国の資金循環統計 2000年11月）



（2）郵貯という膨大なセイフティヘブン「絶対的安全資産」があるため、国民全体に金融資産についてのリスクとリターンの相対関係という感覚が育たず、リスクマネー供給の乏しい経済先進国となった。400兆円近い貯蓄がセイフティヘブンに逃避していることもわが国のエクイティ市場が未発達な原因の一つとなったと考えられる。

4 . わが国の金融組織が公的色彩の強いものとなり、国際的な金融市場、金融業の発展に立ち遅れてきた

入り口での郵貯、出口での政府系金融機関が日本の資金フローに大きなウェイトを占め、これとの整合性をとりながら金融行政、各種規制、指導が行われてきたため民間金融も規制色が強く残り、自己責任、市場原理に基づくイノベティブな経営の難しい状況にある。日本の金融業が国際的な金融界の潮流から立ち遅れてきた。

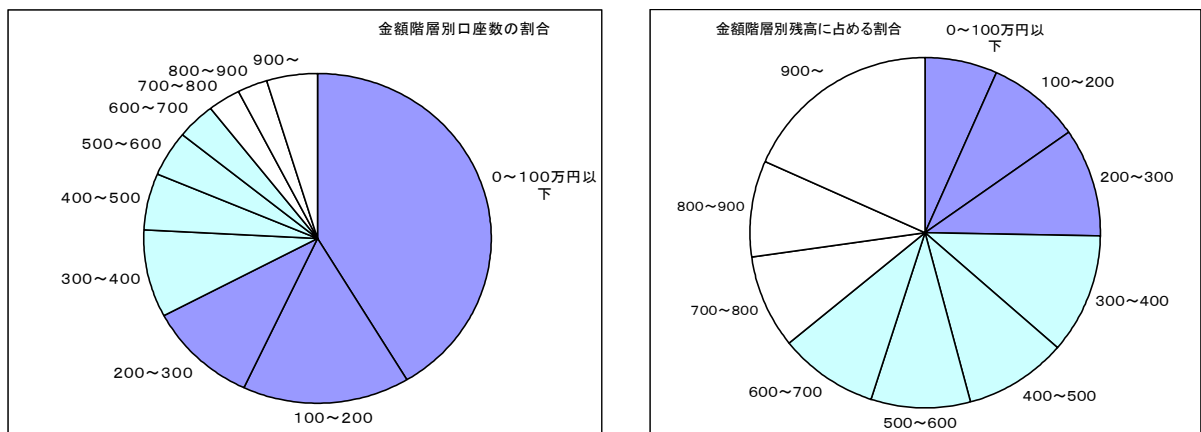
5 . 政官の癒着構造、ファミリー企業の増殖により特定のグループの私的利益が追求されているとの見方がある

特定郵便局の組織を活用した集票の仕組みが郵政シンパの議員を増やし、強力な政治力を発揮する構造となっているとの見方がある。また政官癒着のもとで郵貯に有利な立法、予算配分が可能となり、郵政職員の天下り企業が多数繁殖する状況にあるとの指摘も見られる。公共的な目的のための制度であるはずの郵貯が、巨大な利権集団を育み、一部グループの私的利益充足のための仕組みとなっているとの懸念が出ている。

．郵貯擁護論の主要ポイントとそれへの考え方

1．郵貯、簡保は小口零細貯蓄の受け皿となっている

郵政側が郵政懇談会で明らかにした資料によれば、口座数で見ると郵便貯金金額 300 万円以下の口座（名寄せ後）は、全体の 67.3% を占める一方、貯金残高に対する割合では 25.3% にしか過ぎない。一方、700 万円超の口座数は、全体の 10.6% に過ぎない一方、貯金残高では、全体の 35.8% を占めており、郵便貯金は、高額資産保有者に多く利用されていることが分かる。



2．ビック・バンによる金融機関の競争激化で小口個人はリスクにさらされ、不利益を被る懸念がある

現在、郵貯を利用しているような「小口個人」（実際には殆どの階層の個人・家計）が競争的な金融市場とプレーヤーとして参加することで、ビック・バンは機能する。国が実質的にすべての個人に絶対安全な金融資産（セイフティヘブン）を提供していたのでは、金融市場は機能しない（またペイオフ解禁時に郵貯への資金シフトを容認するようでは、金融市場は崩壊する）。預金保険システムにより民間金融資産の安全を一定限度まで確保することで、この問題に対応することが妥当である。

競争的金融資本市場で情報力、経験の乏しい個人を護る主要な方策は、英・米等先進国が行っているように、

金融サービス法等を制定して保護体制を整える

市場、業者監視機構を強化・充実する

というのが本筋。

勿論、市場原理の貫徹がもたらす所謂「経済的弱者に対する金融排除」に備え、社会政策上の観点から国が一定の仕組みを用意することを否定するべきではない。その場合、「金融排除」に対する政策措置は、金融システム全体の姿に影響を与えるようなものであってはならない。

3. 国民の大多数は安全、有利、便利な郵貯を好んでいる。民間金融機関は金融が自由化された後も消費者に有利な金融商品を提供しておらず、サービスも悪い。民間の方に問題があるのであって、郵貯を廃止したり、民間並みに改組したりするのは間違った政策である。

民間銀行の行動原理は市場原理のもと収益動機が経営の基本となる一方、国の金融活動の原理は「公共の利益」であり、両者を比較して評価することはできない。

国の金融活動そのものが現在、国民の利益になっているかどうかは、次の点から判断されなければならない。

国が膨大な量の貯蓄を集める必要があるかどうか

公共目的のため財政負担をどの程度受入れるべきか（小口零細のための施設を設けるとしても、どの程度のものをどの程度の財政負担で行うか）

ただ、金融自由化開始後も民間金融機関が期待されたような変化を遂げておらず、現状において郵貯資金が民間に流入する場合の受け皿となるべき銀行、生命保険会社、証券会社いずれも消費者の不満が大きく、財務体質が低下し、将来像が見えないことも否定し難い。郵貯改革に併行して民間金融界の体質改善のための抜本的な努力（銀行の不良資産問題、生保の逆鞘問題、証券の投資家保護問題等に対する）が進めなければならない。官民両面を含めた総合的なアプローチによる市場原理への移行によって、はじめて「真のビック・バン」が

実現すると考えられる。

- 4 . 国民は「安心して便利な」郵便局のネットワークを好んでいる。民営化によって失われることは大多数の国民が反対

郵貯事業が縮小ないし廃止されると小規模郵便局の経営が困難化し、郵便局ネットワークの崩壊に繋がるとの反対論もあるが、郵便貯金事業、簡保事業を縮小ないし廃止した後もネットワークを維持するような郵政会社の将来像を展望することは可能である。

即ち、国が自己勘定で巨額の資金を集め、国が主体となって運用することが、便利な金融ネットワークにとっての必要条件でない。全国あまねく存在するネットワークが民間の金融商品の代理店業務を行うことでも、国民は十分な金融サービスを受けられる。

- 5 . 個人金融市場においては、安全確実な決済方法があることが望ましい。郵貯の安全確実な決済システムと民間金融システムとが別個に存在することが、わが国の金融システムに安定上望ましい

国内の決済システムとしては中央銀行による「最後の貸し手機能」がバックにない限り、finality（最終決済性）を保証するものとはならない。郵貯決済システムも日本銀行に繋がることによって安全確実で即時性と最終性を具備したシステムになる。民間とは「別個」のままの決済システムでは確実で便利なものとはならない。

中央銀行に繋がることでfinalityが確実になった世界で、民間と国営が競合した場合国営が有利なことは当然であるが、これこそ民業の圧迫の最たるものとなろう。

．郵貯制度改革案について

(総括)

「郵政事業を事業内容に応じいくつかに分割し、一部を廃止その他を民営化する
(郵政事業の一部廃止を含む分割民営化案)」

1 . 改革の狙い

(1) 公的金融による資金媒介をミニマムに止め、日本の金融資本市場を原則的に市場原理に委ねることで、日本経済の活性化を実現する。

金融の市場経済への全面的移行により、真のビック・バンの成果が期待出来る。

貯蓄者は他の先進国同様、民間(金融機関、一般企業)が提供する金融資産をリスクとリターンの相対関係を考え選択することとなる。これによりリスクキャピタルの供給にも支障を生じない経済となる。

(2) 国家財政への構造的圧迫要因、リスクファクターを解消する。

経営効率の高い民間企業中心の金融業となり国家財政への負担が軽減すると同時に、政官癒着、ファミリービジネスの繁殖に歯止めがかかることで社会的不公平も解消される。

(3) 日本の金融資本市場を国際的に一層開かれたものにする。

日本の金融資本市場が他の先進国の市場と同質なものとなり、世界レベルでの金融イノベーション、提携・合併の動きに参加出来る国際的に競争力のある金融システムが生まれる。

2. 郵貯改革に当たって留意すべき点

(1) 郵貯に代って国民貯蓄の受け皿となる民間金融機関、生命保険会社、証券会社は現状、いずれも顧客満足度が極めて低い、信用格付けが低い、預金者・投資家保護に不安がある等、厳しい状況にある。これに対する抜本的改善の展望が欠如しては国民の支持は得られない。郵貯改革を契機として、真のビック・バンを進展させるための金融行政、各金融機関の経営責任等、課題は極めて大きい。

(2) 上記「改革の狙い」を達成するための具体的な改革案としては、できるだけ社会的、国民経済的コストが少なく、金融制度へのストレスも少ないものが望ましい。特に130年間の歴史を持つ郵貯制度の下で、国家として施設面、ソフト面、人材面の莫大な投資を行ってきた結果、それらは現在貴重な国家資産となっている。それを民間経済の競争原理の世界にうまく融け込ませ、かつ国家資産の民間放出により過去の投資が財政収入として回収出来るように準備作業を済ませることが必要である。

また、金融機関としての規模が市場競争に馴染む程度に縮小することを確認した上で、完全民営化に移行することが望ましい。

(3) 郵政3事業、さらには特殊法人改革の方向と整合性のとれた郵貯制度の改革を立案することが必要である。

(4) 現在の郵貯、簡保制度が持つ消費者にとってのメリットのうち、民間企業では十分に提供出来ない惧れのあるものについては、郵貯、簡保改革の具体案作成に際して、改革の全体の性格に齟齬をきたさない範囲でできる限りの配慮を払っていく必要がある。

a. 安心かつ便利で全国あまねく張り巡らされたネットワークの存在

b. 零細貯蓄者、経済的弱者が排除されない金融サービス

3. 改革後の最終的な姿

(1) 現在の郵貯事業、簡保事業を新たなポストバンク事業として再編

自己勘定での資金仲介業務は抜本的に縮小ないし廃止する一方、郵便振替、ATMサービス及び代理業務等による金融サービス提供の幅を広げる。

- a. 定額貯金は廃止（新規受入れ停止）、既契約は別勘定として管理
通常貯金、積立貯金の受入れは継続（但し、限度額を新たに200万円に設定）
- b. 簡保は廃止（新規受入れ停止）、既契約は別勘定として管理し民間に再保険することで運用リスクを回避
- c. 民間金融機関の提供する商品（預金、投信、保険）の代理販売を、各商品取扱い資格を得て実施

受入れを続ける通常貯金の運用対象としては、国債、政府保証債に限定に限定する（郵貯の銀行としての性格としてはナローバンクとなる）。

（注） 特例としてナローバンク制度を法制化する必要。

（ナローバンクとする理由）

決済中心の金融業務であり、資産内容の健全性を維持し決済の確実性を担保するため、運用資産をリスクフリーなものとする。

他事業（物販、各種サービス）と兼業する際、機関銀行化を防ぐ。

郵貯に資金運用サイドの人材、ノウハウ、バックオフィスがない現実の下で金融機関として株式会社化することを考えると、ナローバンクが一つの選択。

通常の銀行として機能する場合はリスク資産に対応した自己資本が必要になるが、そのためには国からの資本投入が必要となる。これを回避するためにはナローバンクとしてスタートすることが適当。

既存の定額貯金等は定額郵貯等管理会計に移管して最終満期日（10年後）まで管理。

(2) 現在の郵政事業のうち金融事業（郵貯、簡保）以外の事業は次のように分割

した後、民営化

a . 郵便事業会社..... 郵便プロパーの事業に特化した後、民営化

郵便物の集荷、配達を行っている集配局（普通局、特定局併せて約 5,000 局）を一括りとして分離し、民営郵便事業会社とする。

b . 郵便局ネットワーク事業

その他の無集配局（19,000 余局）はポストバンク事業の会社に所属させ、金融サ-ビス中心にネットワークを活用した事業を営む会社として民営化。

郵便事業会社から施設利用料、委託料を受取る（継続）。
新種サービス（他の郵便事業会社の委託料、自治体関連サービス等）
による収入を拡大する（新規事業）。

(3) 過疎地等で郵便局ネットワーク維持、金融排除への対策等、郵便局を通じる

「シビルミニマムの確保」の問題については、シビルミニマムを明確に定義し、そのコストは一般会計が負担、ポストバンク会社に支払う。

4 . 廃止ないし民営化のプロセス

(1) 2002 年 4 月（ペイオフ解禁時）ないし可及的速やかに

a . 定額郵貯と定期貯金の受入れを停止（注）

b . 通常貯金等の限度額を 200 万円に設定

c . 既存定額、定期貯金残高を「定額貯金等管理会計」に移管、残った郵貯（通常貯金中心）を郵貯特別会計として経理（通常貯金を中心とする新しい郵貯特別会計の運用資産として国債、政保債を充当）

（注） 平成 12 年度末の各種貯金残高

（単位：兆円）

通常貯金	40.8	積立貯金	0.6
定額貯金	192.8	定期貯金	14.9
財形定額	0.9		

- d . 簡保契約については、新規引受を停止
- e . 既存の保険契約は、民間の生保会社の再保険にかける
 - i) 入札を行い、最も安い保険料を提示した民間保険会社がデューデリジェンスを経て再保険を引受ける。
 - ii) 民間保険会社へ責任準備金（現在の簡保見合いの 120 兆の資産）が移管される。
 - iii) 保険代理店事業が、再保険を引受けた保険会社の代理店として、口座の管理、保険料の徴収、保険金の支払い等の事務を行う。
 - iv) 既存の簡保契約、運用資産は「簡保管理会計」に移管され、それが民間に再委託される。簡保の国家保証は契約上残り、簡保の契約者としての地位は不変（再保険先の民間生保が破綻した時は、国が簡保見合いの保険金を支払う）。

（ 2 ） 2003 年 4 月（法律上公社化スタートする時期）

郵便事業、ポストバンク事業（郵便局ネットワーク管理を兼業）を独立した株式会社（その時点では 100% 国有）に衣替え。

既存の定額貯金等を満期まで管理するための特別会計、既存簡保契約を契約終了時まで管理するための特別会計をそれぞれ別途設立。

シビルミニマムを定義し、社会的に必要と認められる最低限のネットワークの維持、弱者に対する最低限の金融サービス等のコストを明確化し、一般会計、地方政府からの補助金額を定める。

（ 3 ） 2003 年 4 月以降可及的速やかに株式の民間放出により完全民営化

郵便事業、ポストバンク事業のそれぞれにつき民間業者との level playing field の条件が揃う状況、競争状況（民間企業として発展が期待出来るかどうか、独占的な市場支配力を持っていないかどうか）あるいは資本市場の状況をみながら、株式を全面民間放出（国が経営権を残す形はとらない。また

る経営主体となる業者を入札で公募)。

この場合、完全な民間企業となった後、銀行法に基づく通常の銀行(貸出等を行うが預入限度は撤廃)に業態変換するかナローバンクにとどまるかのオプションを与える。

5 . 改革の進め方

上記のような骨太の廃止、民営化の方針が小泉内閣の合意となった後は、予算を計上し、既存の行政機構から独立した具体化のための検討組織(法律、会計制度専門家、民間経済人等による)を内閣の下に設立することが望ましい。

(補論) 「 郵政公社化 」 及び 「 郵貯、簡保の全額自主運用 」 に伴う問題点

(1) 「 公社 」 形式は企業統治上難点が多く、私企業経営の持つ強みが発揮出来ない懸念がある (国鉄、電電、専売いずれも公社方式で経営が失敗し、民営化された歴史がこれを物語る) 。

監督官庁の指揮、命令権が強く残り、経営責任、経営目標が不明確となり、赤字経営のツケが国家財政への負担となる懸念。

従業員が国家公務員である場合は、人事、雇用関係の経営手法が著しく制約されることになり、経営が非効率化する。

(2) 「 公社化 」 による経営の弾力化、市場プレーヤー化は、金融市場を歪め、官業の民業圧迫をさらに高める懸念がある

「 国家信用 」 を得た金融機関が、「 市場原理 」 の下で 「 倒産リスク 」 を抱えている民間金融機関と level playing field で競争することに、そもそも無理がある。

GNP の 7 ~ 8 割にも達する規模の巨大な資金を一機関が市場で運用することは、いくつかの深刻な問題を惹起する。例えば、

国債売買が少なくとも短期的には長期金利水準を金融政策とは異なる方向に動かす、また特定銘柄の債券売買、株式売買がそれらの市場相場をリードする

運用資金を分割して外部の民間投資顧問会社を活用するとしても、一ファンドマネージャーが動かすのは最大 2 ~ 3 兆円といわれており、莫大な数のファンドを統合的に管理する必要がある。こうした規模の総合的な A L M 体制、リスク管理体制を確立することは不可能に近く、それなくして大量の資金運用が行われると国家は膨大なリスクを抱えることとなる (仮に内部職員で運用すると専門家中心に 5,000 ~ 6,000 人の人材を集める必要が出てくる) 。

民間の取引業者に対し、圧倒的に強い立場を利用した不公正な取引を強いる惧れがある（既に圧倒的な資金量、民間の追随を許さないネットワーク網が郵貯に独占的な交渉力を与え市場参加者への圧力となっている）

（３）巨額の自主運用に伴うリスクと国家財政への負担

郵貯、簡保を合わせ 400 兆円近い資金がマーケットで運用された場合、利益変動に伴うリスクをカバーする資本勘定がないと、直ちに国家財政に対する負担となる。平成 12 年度の郵貯の累積損益は 9,818 億円と、総資金量の 0.04% 程度に過ぎない。

また、郵政が公表した資料によれば、運用利回りを高めるために行われた指定単による株式運用（郵貯、簡保あわせて約 26 兆円）で、既に約 4 兆円の含み損が生じている。また金利変動のリスクも大きく、金融情勢によっては巨額の評価損が発生する（平成 11 年度末の運用資産の運用資産から試算すると、金利 1% の上昇により約 10 兆円の損失が発生）。

仮に将来、現在の規模のまま貸出も行う民間銀行に移行する場合、BIS 規制を準用すると 8% の自己資金（約 30 兆円）のバッファ（資本勘定）が必要となる。

（４）確定利付もの中心の運用ルールの問題

郵貯、簡保という資金の性格に配慮して、自主運用の投資物件として国内債に 80% のウェイトが置かれているが、日本全体のマネーフローの 1/3 ~ 1/4 を占める資金の大宗が債券に投じられることになると、日本の金融資産構造は債券中心の特異なものとなり、リスクマネーの不足が常態化しエクイティ市場の未発達が続くことになる。

国内株への投資ウェイトを高める方向も考えられるが、

リスクを大きくし、財政への潜在負担が拡大する

売買も自由にできない、企業経営にも責任を果さない大株主となり、わ

が国企業のコーポレート・ガバナンス上の問題をもたらす

(5) 「 公 社 」 運 営 の あ り 方

上記のように「公社」方式の経営形態には問題が多いため、長期永続的な方式として採用されるべきではなく、民営化を準備する過渡的期間の経営形態として活用することが妥当である。しかし、そうした過渡期間中と言えども経営に問題が生じないよう厳しいルールが設けられなければならない。

会計基準

グローバル・スタンダードに合致した民間一流企業の会計原則を準用
部門別の収益状況把握を厳密に行う

ディスクロース

「市場の篩」がかからない以上、民間企業以上の情報公開が行われ、ガ
ラス張り経営によって国民の監視が保証される必要がある

マネージメント

外部人材中心の理事会で経営の基本原則を定め、経営のモニターを行う

事業監査

外部理事による監査委員会が主体となる

外部会計監査人による監査を行う

金融事業については、金融庁検査、日銀考査を通常の金融機関並みに行
う

以上

2001年9月25日現在

郵貯改革委員会

委員長

田村 達也 (A.T.カーニー 取締役会長)

副委員長

梶川 融 (太陽監査法人 代表社員)

中井 稔 (AFLAC インターナショナル 取締役会長)

平尾 光司 (社会基盤研究所 取締役会長)

三村 明夫 (新日本製鐵 取締役副社長)

委員

池田 博 (日本航空 執行役員)

石井 康雄 (ニチエレ 取締役社長)

伊藤 侑徳 (三菱商事 顧問)

岩尾 啓一 (ライト・ウェイステーション 創業者 取締役相談役)

上島 清介 (ヤマハ 特別顧問)

江澤 雄一 (UBSグループ 日本代表兼副会長)

奥谷 禮子 (ザ・アール 取締役社長)

奥山 雄材 (ケイディーディーアイ 取締役副会長)

淡河 範行 (日本冶金工業 顧問)

小野 茂夫 (ニコン 相談役)

柿本 寿明 (日本総合研究所 理事長)

梶 明彦 (日本航空 常務取締役)

梶田 邦孝 (日本政策投資銀行 副総裁)

木村 剛 (KPMGフィナンシャル 取締役社長)

小林 喬 (富国生命保険 取締役会長)

酒井 重人 (スイ・リー・キャピタルマーケット・ジャパン 取締役社長)

佐川 八重子 (桜ゴルフ 代表取締役)

城 森 倫雄 (伊勢丹 相談役)

白川 祐司 (日興ソロモン・スミス・バーニー 取締役会長)

鈴木 忠 雄	(メルシャン 取締役社長)
高山 卓 也	(東レインターナショナル 取締役会長)
田中 利 道	(パシフィックグレンセンター)
谷本 敏 明	(メタルアート 取締役会長)
外村 仁	(野村アセットマネジメント 顧問)
南原 晃	(電通 監査役)
橋本 徹	(富士銀行 取締役会長)
福島 吉 治	(CSK 取締役会長)
藤木 保 彦	(オリックス 取締役社長)
藤原 美喜子	(ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店 常務取締役)
前原 金 一	(住友生命総合研究所 取締役社長)
真瀬 宏 司	(日本情報通信 取締役副社長)
松方 康	(三井海上火災保険 相談役)
松原 幹 夫	(セゾン生命保険 相談役)
松本 傳	(朝日監査法人 相談役)
眞野 輝 彦	(東京リサーチインターナショナル 参与)
美安 達 子	(電脳 取締役社長)
森田 富治郎	(第一生命保険 取締役社長)
山崎 光 雄	(ベネッセコーポレーション 取締役会長)
山本 裕 二	(朝日アーサーアンダーセン 取締役社長)
林野 宏	(クレディセゾン 取締役社長)

以上45名